

落札後の手続（自動車）

1. 落札者の決定

入札期間終了後、奈良市は開札を行い、入札金額が予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

※落札者のログインIDと落札価格については、公有財産売却システム上に一定期間公開します。

2. 落札者への連絡

入札終了後、奈良市から落札者として決定された方に、契約締結に関する手続きのご案内等を郵送で送付します。

3. 必要書類の提出

落札者は、送付された契約書などに必要事項を記入し、署名又は記名押印のうえ、奈良市の指定する契約締結期限までに奈良市資産管理課へ提出してください。
(送付にかかる費用は、落札者の負担となります。)

- ・ 個人の場合……住民票の写し（原本） 1 通 （発行後 3 箇月以内のもの）
- ・ 法人の場合……登記事項証明書（現在事項全部証明書）（原本）1 通
（発行後 3 箇月以内のもの）
- ・ 公有財産売買契約書（自動車） 2 部
- ・ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書
- ・ 移転登録等請求書
- ・ 公有財産（自動車）関係書類受領書 → 現物引渡しの際に奈良市に提出
- ・ 公有財産（自動車）受領書 → 現物引渡しの際に奈良市に提出
- ・ その他別途指示する書類

【提出先】

〒630-8550 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市資産管理課管理係 宛

0742-34-4724

4. 売払代金の残金納付

売払代金の残金分を指定する納付期限までにお支払いください。

納付していただく金額（売払代金の残金）

売払代金の残金＝落札金額－契約保証金額

※すでに納付されています入札保証金は、契約保証金に充当します。

※「売払代金」とは落札価額のことであり、この中には消費税及び車両のリサイクル料金も含まれています。

売払代金の納付期限は、手続きのご案内に記載しています。

納付方法は、次のとおりです。

【銀行振込をご選択の場合】

・売払代金の残額については後日、契約書確認後に「売買代金(残金) 請求書」を送付させていただきますので請求書に指定された奈良市の口座へ、売買代金（残金）納付期限までに納付してください。

・併せて、振込の確認を行いたいので、振込後に、電話でのご連絡をお願いいたします。

連絡先：奈良市資産管理課管理係 0742-34-4724

【納付書払いをご選択の場合】

・売払代金の残額については後日、契約書確認後に「納入通知書」を送付させていただきますので売買代金（残金）納付期限までに納付してください。

・併せて、納入者控え（領収済印あり）により残金の納付確認とさせていただきますので、納入者控え（領収済印あり）のコピーのご提出（メール可）もお願いします。

なお、納付にかかる手数料等に関しましては、落札者のご負担となりますのでご了承ください。

※納付確認に期間を要することがありますので、予めご了承ください。

※必ず売払代金納付期限までに代金を納付してください。

期限までに奈良市が納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された契約保証金は、奈良市に帰属することとなり、返還しません。

5. 権利移転の時期

自動車の所有権は、売払代金の残金納付を奈良市が確認したときに権利移転します。権利移転後に落札者の請求にもとづき、移転登録等に要する書類を作成してお渡ししますので、落札者は登録手続きを行ってください。

また、売払物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。

6. 契約および車両の引渡し

1. ご提出いただいた売買契約書については奈良市で内容を確認・押印後、1部を返却します。
2. 奈良市が売払代金の残金の納付を確認後、物品引渡しの場所・日程について連絡します。原則奈良市の指定した場所、期限までとし、売払代金の残金納付を奈良市が確認した後の引渡しとなります。
3. 車両引渡しの際に、落札者は奈良市に公有財産（車両）受領証と公有財産（車両）関係書類受領証を提出してください。

車両の引渡しは、落札者による直接引取りが原則です。

車両の移動など輸送が必要な場合、落札者自身で手配してください。

なお、輸送・保管などに係る費用は、落札者の負担となります。

7. 車両引取り後の注意

奈良市仕様の車両の塗装については、引渡し後に現在の塗装色以外の色に塗装を施して、塗装後の写真を奈良市まで速やかに提出してください。

なお、奈良市仕様塗装を消去することとし、全面塗装する必要はありません。

また、所有者変更の手続きが完了したことを示す書類を送付してください。

8. その他注意事項

「落札後の注意事項」を必ずご確認ください。

特に重要な事項は次のとおりです。

- ・危険負担について

契約締結から売払物件引渡しまでの間に、当該物件が奈良市の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には、奈良市に対して売払代金の減免を請求することはできません。

- ・契約不適合責任について

物件は売払い時の現状のまま引き渡します。引渡し後、売買物件について、種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを発見した場合であっても奈良市は責任を負いません。

- 契約保証金について

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、すでに納付されている契約保証金は、奈良市に帰属することとなり、返還しません。

※納付確認に期間を要することがありますので、予めご了承ください。

9. 落札者（法人の場合は代表者）以外の方が落札後の手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が売払代金の支払手続きを行えない場合、代理人が売却代金の支払手続きを代行できます。

その場合、委任状及び代理人の本人確認書類が必要となります。

- 委任状
- 代理人の公的機関の発行する本人確認書類

※場合によっては書類の写しをいただくことがあります。